

大和市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例逐条解説

目次

第1条 趣旨

第2条 定義

第3条 職員に関する基準

第4条 運営に関する基準

附 則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第6項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定めるものとする。

【趣旨】

- ・本条は、本条例の制定趣旨を明らかにしたものです。

【解説】

- ・介護保険法の規定に基づき、地域包括支援センターの職員と運営に関する基準を定める趣旨を示しています。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

【趣旨】

- ・本条は、本条例における用語の定義を規定したものです。

【解説】

- ・使用する用語の意義は、介護保険法と介護保険法施行規則で使用する用語の例によることを規定しています。

(職員に関する基準)

第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員に関する基準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市地域包括支援センター運営協議会(以下「地域包括支援センター運営協議会」という。)において認められた場合における当該地域包括支援センターの職務に従事する職員に関する基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

【趣旨】

- ・地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を規定したものです。

【解説】

〈第1項関係〉

- ・地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の人数が概ね3千人から6千人ごとに置くべき専任かつ常勤の職員の基準と任数を定めています。

〈第2項関係〉

- ・第1項の規定にかかわらず、地理的条件などを勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると大和市附属機関の設置に関する条例の規定に基づき設置された大和市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合における当該地域包括支援センターの職務に従事する職員に関する基準 を定めています。

(運営に関する基準)

第4条 地域包括支援センターは、前条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

【趣旨】

- ・地域包括支援センターの運営に関する基準を規定したものです。

【解説】

〈第1項関係〉

- ・地域包括支援センターは、第3条第1項に定める職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、介護保険法に規定する介護給付等のサービスや保健医療サービス、福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるように運営しなければならないことを定めています。

〈第2項関係〉

- ・地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切で公正・中立な運営をしなければならないことを定めています。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【趣旨】

- ・条例の施行期日について規定したものです。